

三菱UFJ年金ニュース 特別版

最近の年金関連トピックス

2025年10月

人をつなぐ。未来をつなぐ。

三菱UFJ信託銀行

世界が進むチカラになる。



目次

本資料掲載のトピックス	・・・2
1. 公的年金及び企業年金制度関連	
1-1. 金融庁「資産運用サービスの高度化に向けたプログレスレポート2025」公表	・・・5
1-2. 第25回 社会保障審議会年金部会の開催について	・・・7
1-3. 私的年金制度の主な改正事項の施行スケジュール予定	・・・11
1-4. 「確定給付企業年金制度について」及び「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正に関する意見募集開始	・・・12
1-5. 「国民年金基金規則等の一部を改正する省令案」に関する意見募集について	・・・14
1-6. 第106回 社会保障審議会年金数理部会の開催について	・・・15
1-7. DB年金の2025年3月決算積立状況等	・・・18
1-8. 日本とオーストリアとの社会保障協定が2025年12月に発効	・・・26
1-9. 「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集開始	・・・27
2. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴(2025年7月～9月)	・・・30

本資料掲載のトピックス

《DB年金の2025年3月決算積立状況等》 ⇒ P.18~25

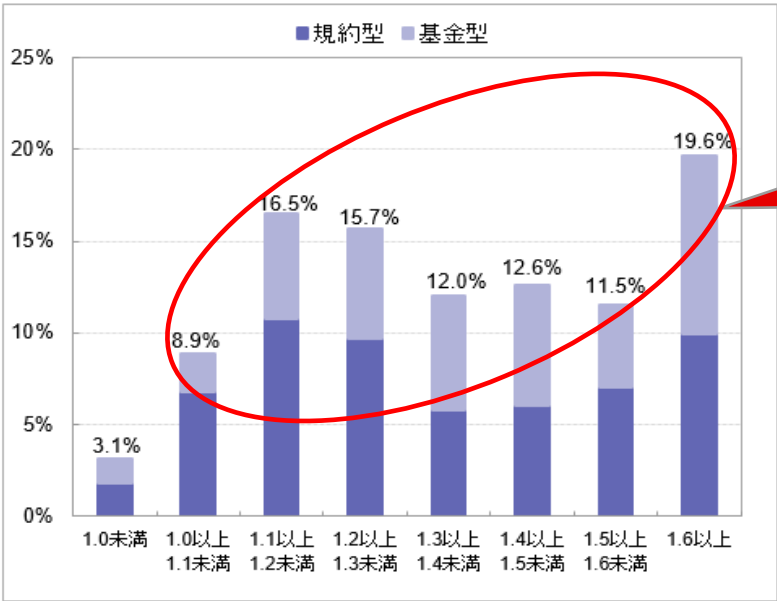
ポイント

- 2025年3月末に決算を迎えた弊社総幹事先DB年金385件(基金型161件、規約型224件)について、積立水準等の集計を実施しました。(全てのDB年金を対象とした集計ではありません。)
 - **継続基準の積立水準※1の平均⇒「1.49」** 全てのDB年金が継続基準による掛金の見直しは不要でした。
 - **非継続基準の積立水準※2の平均⇒「1.54」** 94%のDB年金が非継続基準による追加掛金の計算不要でした。
- ※1 純資産額／財政均衡下限額 ※2 純資産額／最低積立基準額

1. 継続基準

- ✓ 継続基準の財政検証とは、純資産額が計画どおりに積み立てられているかを検証するもの
- ✓ DB法令上は責任準備金に対する積立比率を検証するが、「責任準備金≧財政均衡下限額」となるため、「純資産額／責任準備金」≧「純資産額／財政均衡下限額」≧1.0であれば、継続基準を充足
- ✓ 「(数理上資産額＋許容繰越不足金)／財政均衡下限額」≧1.0であれば、継続基準による掛金の見直しは不要

積立比率(＝純資産額／財政均衡下限額)	全体平均	基金型	規約型
	1.49	1.43	1.54



97%のDB年金が
継続基準を充足

(数理上資産額＋許容繰越不足金)／財政均衡下限額	全体平均	基金型	規約型
	1.64	1.57	1.69
特別掛金の残余償却期間※ ※ 同一制度で特別掛金が複数ある場合は最長年数	全体平均	基金型	規約型
	2年	2年	1年

本資料掲載のトピックス

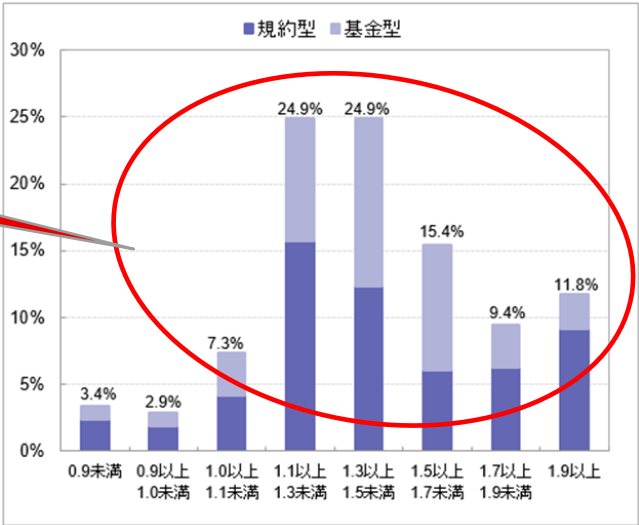
2. 非継続基準

- ✓ 非継続基準の財政検証とは、決算日時点で制度を終了すると仮定した場合に、過去の加入者期間に見合った給付に必要な純資産額が積み立てられているかを検証するもの
- ✓ 「純資産額/最低積立基準額 ≥ 1.0 」であれば、非継続基準を充足
- ✓ 「純資産額/最低積立基準額 ≥ 0.9 」で、過去3年のうち2回以上非継続基準を充足すれば追加掛金計算は不要

積立比率(＝純資産額/最低積立基準額)

全体平均	基金型	規約型
1.54	1.42	1.63

94%のDB年金が
非継続基準を充足



3. 予定利率

予定利率※(過去1年間の決算先を集計)

※ 同一制度で予定利率が複数ある場合は最も低い率

全体平均	基金型	規約型
2.21%	2.10%	2.24%

4. 運用実績※

※運用報酬等控除後の数値

時価ベース利回り

全体平均	基金型	規約型
-0.06%	0.34%	-0.35%

5. 成熟度

受給者数/加入者数
(過去1年間の決算先を集計)

全体平均	基金型	規約型
21.2%	44.1%	15.6%

給付額/掛金額
(過去1年間の決算先を集計)

全体平均	基金型	規約型
162.9%	178.6%	159.0%

1. 公的年金及び企業年金制度関連

1-1. 金融庁「資産運用サービスの高度化に向けた プロGRESSレポート2025」公表

- ・ 6月27日、金融庁は金融機関に対する横断的なモニタリングの結果をまとめた「資産運用サービスの高度化に向けたプロGRESSレポート2025」を公表
- ・ 金融機関には、社会や経済・金融環境が変化する中で、継続的に家計やアセットオーナーの最善の利益を勘案した業務運営を実施していくとともに、資産運用サービスの更なる高度化に向けて取組を強化していくことが期待されている

～以下、メールマガジン「金融庁「資産運用サービスの高度化に向けたプロGRESSレポート2025」公表」
転載～【配信日】2025年6月30日

6月27日、金融庁は「資産運用サービスの高度化に向けたプロGRESSレポート2025」（以下、本レポート）を公表しました。

金融庁が金融機関に対する横断的なモニタリングの結果をまとめたものですが、DB・DCに関するモニタリング結果からの取組み期待が明示されていますので、主な内容をお伝えします。

＜本レポートの主旨＞

- ・金融機関には、社会や経済・金融環境が変化する中で、継続的に家計やアセットオーナーの最善の利益を勘案した業務運営を実施していくとともに、資産運用サービスの更なる高度化に向けて取組を強化していくことが期待される
- ・金融庁は、金融機関について横断的なモニタリングを実施し、当局と業界が協働してインベストメントチェーンの活性化、資産運用立国の実現に取り組んでいく

＜本レポートの構成＞

第1章：資産運用業の高度化に向けて

第2章：確定拠出年金（企業型DC、iDeCo）サービスの高度化に向けて

第3章：確定給付企業年金（DB）サービスの高度化に向けて

【第1章：資産運用業の高度化に向けて】

- ・安定的な資産形成に資する良質な商品を提供するため、資産運用会社においては商品ライフサイクルを通じて「コストに見合った十分な付加価値等を顧客に提供すること」を意識してプロダクトガバナンスを徹底し、商品組成時の商品設計や組成後の品質管理を適切に行うことが期待される。
- ・エンゲージメントを通じた投資先の成長支援をより実効的で持続性のある取組とするためには、資産運用会社が「有意義な対話の実践」と「業務の効率化」の両立を図るとともに、運用会社とアセットオーナーが業務の合理化・コストシェアリングのあり方を模索することが期待される。

1-1. 金融庁「資産運用サービスの高度化に向けた プログレスレポート2025」公表

【第2章:企業型DC、iDeCoサービスの高度化に向けて】

- ・足元、物価は上昇基調であり、元本確保型商品で長期に運用していく場合は実質的な資産価値が目減りし続けることになるため、運管は、加入者等において個々人の状況や経済・金融環境を踏まえた適切な商品選択がなされるよう、企業型DCでは企業とも連携しつつ、効果的な投資教育や加入者等の最善の利益を勘案した商品選定、商品入替を行っていくことが重要
- ・運営管理機関においては、足元の経済・金融環境や今後の見通し、従業員の老後の所得確保を図るというDC制度の目的等を踏まえつつ、以下の点検することが重要
 - ⇒指定運用方法として選定している商品が、加入者の最善の利益を勘案したものといえるか、資産運用の専門的知見に基づく最適な選定といえるか
 - ⇒加入者自身が運用の指図を行うことが重要である中、加入者において適切な指図がなされるよう、企業とも協力し、加入者に対して十分な情報知恵協をできているか

【第3章:DBサービスの高度化に向けて】

- ・DBが受益者のためにその資産を運用する責任「フィデューシャリー・デューティー」を果たすに当たっては、金融機関が顧客(受益者を含む)の最善の利益を勘案した業務運営を行うことが不可欠である
- ・総幹事会社には、安定的なDB制度の維持・運営に向け、企業・基金の意向や特性を踏まえ、市場環境に沿った運用提案を行うなど、DBの状況に寄り添った総幹事会社のサポートが期待される
- ・DB制度等を熟知する総幹事会社には、「人への投資」という観点から給付改善に取り組もうとする企業の人事・経営方針や特性等を踏まえ、給付改善のために企業が取り得る適切な選択肢を提示し、課題がある場合はそれを解決する方策を提案するなどのきめ細やかなサポートが期待される

<ご参考資料>

○金融庁「資産運用サービスの高度化に向けたプログレスレポート2025」の公表について
(2025年6月27日)

<https://www.fsa.go.jp/policy/pjlamc/20250627/20250627.html>

1-2. 第25回 社会保障審議会年金部会の開催について

- ・ 6月30日、第25回社会保障審議会年金部会が開催
- ・ 事務局より、6月20日公布の「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」に関する内容報告等がなされた

～以下、メールマガジン「第25回 社会保障審議会年金部会の開催について」転載～
【配信日】2025年7月1日

6月30日「第25回社会保障審議会 年金部会」(以下、年金部会)が開催され、事務局より、6月20日に公布された「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」(以下、年金制度改正法)の内容報告等が行われました。

今回の部会の主な内容をお伝えします。

<今回の議題>

- (1)社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律について(報告)
- (2)社会保障審議会年金数理部会の公的年金財政状況報告について(報告)
- (3)年金制度改正法に関する広報について(報告)

<報告内容>(事務局からの説明)

- (1)社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律について(報告)

【被用者保険の適用拡大】

- ・短時間労働者の被用者保険の適用について企業規模要件を段階的に撤廃
35人超(2027年10月1日施行)
20人超(2029年10月1日施行)
10人超(2032年10月1日施行)
撤廃(2035年10月1日施行)
- ・短時間労働者の被用者保険の適用について賃金要件(月額8.8万円)を撤廃
(公布から3年以内の政令で定める日から施行)
- ・5人以上の個人事業所に係る非適用業種を撤廃
(2029年10月以降の新規適用事業所から適用)
- ・被用者の負担を抑制するため、3年間、保険料負担を国の定める割合に軽減できる特例的・時限的な経過措置を設ける(2026年10月1日施行)
- ・事業主へはキャリアアップ助成金により支援する措置を検討
(2025年度中に実施、1人当たり最大75万円助成)

1-2. 第25回 社会保障審議会年金部会の開催について

【在職老齢年金の見直し】

- ・在職老齢年金の支給停止基準額を、現行51万円⇒62万円に引上げ(2026年4月1日施行)

【標準報酬月額上限額の見直し】

- ・標準報酬月額の上限額を、現行65万円から段階的に引上げ
上限68万円【第33級】(2027年9月1日施行)
上限71万円【第34級】(2028年9月1日施行)
上限75万円【第35級】(2029年9月1日施行)

【基礎年金のマクロ経済スライド調整期間の早期終了】

- ・報酬比例部分のマクロ経済スライドによる調整期間を2030年まで継続
- ・2029年財政検証において基礎年金と厚生年金の調整期間に著しい差異があり、基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライドによる調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置を講ずる

【遺族年金の見直し】(2028年4月1日施行)

- ・20代～50代の子のない配偶者の遺族厚生年金については男女とも原則5年の有期給付として、20年程度かけて年齢要件の男女差を解消する
- ・有期給付終了後も配慮が必要な人には65歳到達まで給付を継続する
- ・見直しに際しては、有期給付加算、死亡分割等の仕組みを導入

【子・配偶者の加算】(2028年4月1日施行)

- ・子の加算について見直し(第3子の加算を第1・2子と同額とすること等)
- ・配偶者の加給年金額の見直し(現在の受給者は見直しの対象としない)

【その他】

- ・障害年金については直近1年要件の時限措置の10年延長を行う(公布日施行)
- ・国民年金納付猶予制度は、時限措置の5年延長を行う(公布日施行)
- ・高齢任意加入の特例は、新たに65歳に到達する者も利用可能となる措置延長を行う(公布日施行)
- ・離婚時分割の請求期限について、離婚後2年間に5年間に伸長(公布から1年以内の政令で定める日から施行)
- ・再入国許可付きで出国した者には当該許可の有効期間内は脱退一時金は支給しない(公布から4年以内の政令で定める日から施行)

1-2. 第25回 社会保障審議会年金部会の開催について

【主な付帯決議事項】

- ・被用者保険の適用拡大については、労働時間要件の週10時間以上への引下げ等、更なる短時間労働者の適用拡大について検討し必要な措置を講ずること
- ・基礎年金の拠出期間の45年化について財源の確保も含めて検討し必要な措置を講ずること
- ・第3号被保険者制度については実情に関する調査研究を行う
- ・障害年金の認定状況の調査結果を踏まえ必要な措置を講ずること

(2) 社会保障審議会年金数理部会の公的年金財政状況報告について(報告)

- ・今回の年金制度改正(被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度の見直し、遺族年金の見直し、標準報酬月額上限の見直し)により、所得代替率は2024年財政検証結果「過去30年投影ケース」で、50.4%⇒51.8%に上昇見込み
- ・人口の前提については、出生率及び平均寿命は前提より低下、外国人入国超過数は前提より増加しているが、人口構造変化の全体では、大きな影響はない見込み
- ・適用拡大等により女性の就労期間が長くなっており厚生年金期間が20年以上の女性の割合は「過去30年投影ケース」で71.0%⇒76.6%に増加見込み

(3) 年金制度改正法に関する広報について

- ・年金制度改正項目ごとにショート動画を公表
(被用者保険の適用拡大、在職老齢年金の見直し、標準報酬月額上限額の見直し等)
- ・遺族年金制度の見直しについて、Q&Aや説明資料を厚生労働省公式“X”に掲載
- ・適用拡大について、被用者向けのチラシ(手取りシミュレーション等)、事業主向けの手引き、説明動画を「社会保険適用拡大特設サイト」に掲載

＜出席委員からの主な意見＞

- ・被用者保険の適用拡大は部会での議論よりも後退してしまったため10年を待たず早期の実現が必要(複数の委員から同様の意見あり)
- ・基礎年金45年化、マクロ経済スライド調整期間の一致は次期財政検証に向けて今から財源を含めての検討が必要(複数の委員から同様の意見あり)
一方、国民年金と厚生年金は制度の設計思想が異なるため、調整期間の一致による財政統合については慎重な検討が必要との意見も複数あり
- ・マクロ経済スライドの下限措置撤廃についても検討すべき
- ・第3号被保険者制度の見直しは次期年金改正に向けて今から議論が必要(複数の委員から同様の意見あり)
なお、子育て世代への配慮が必要との意見もあり
- ・子育て支援策として子育て世帯の保険料負担の在り方を含めて検討が必要
- ・遺族厚年年金の継続給付については所得要件等男女差が出ないように政省令で検討すべき(事務局から男女差が出ないように検討する旨の回答あり)
- ・年金改正については十分な周知と広報が必要(複数の委員から同様の意見あり)
- ・年金改正は損得論ではなく、国民が将来希望を持てる制度にしていくべきである

1-2. 第25回 社会保障審議会年金部会の開催について

<今後の予定について>

次回の年金部会の開催時期等については明らかにされておりませんが、必要に応じて開催していくとのことです。

今後、政省令の改正に向けたパブリックコメントが順次実施されていく見込みです。

<ご参考資料>

○厚生労働省「第25回社会保障審議会年金部会」(2025年6月30日)

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin_20250630.html

1-3. 私的年金制度の主な改正事項の施行スケジュール 予定

- ・ 厚生労働省、「企業型DC拠出限度額の拡充(マッチング拠出における加入者掛金の額の制限撤廃)」の施行予定日を2026(令和8)年4月1日と公表

～以下、メールマガジン「私的年金制度の主な改正事項の施行スケジュール予定」転載～
【配信日】2025年7月25日

厚生労働省より「企業型DC拠出限度額の拡充(マッチング拠出における加入者掛金の額の制限撤廃)」の施行予定日が2026(令和8)年4月1日であると公表されましたのでご案内いたします。

6月20日に公布された年金制度改革法「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」では、公布日から3年以内の施行とされていたところが具体化されたものです。

また、令和7年度税制改正大綱に基づく次の改正は、2027(令和9)年の控除分からの実現を目指すとされています。

- ・個人型確定拠出年金(iDeCo)・企業型DC・国民年金基金の拠出限度額の引上げ
- ・iDeCoの加入可能年齢の引上げ

<ご参考資料>

厚生労働省「私的年金制度の主な改正事項の施行スケジュール【予定】」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001517964.pdf>

1-4. 「確定給付企業年金制度について」及び「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正に関する意見募集開始

- ・ 8月15日、「確定給付企業年金制度について」及び「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正に関する意見募集が開始

三菱UFJ年金ニュースNo.555【配信日】2025年8月19日

ポイント

- 8月15日、「確定給付企業年金制度について（以下、DB法令解釈通知）」及び「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（以下、DB承認認可基準通知）」の一部改正に関する意見募集（※1）が開始されました。
- 「DB給付減額判定基準の見直し」及び「集中月における規約申請の早期化」に関して、以下見直しが行われます。

<改正内容>

1. 2024年12月27日の「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」を踏まえ、「DB給付減額判定基準」において、一定の要件を満たした場合は、例外的に「給付減額」として取り扱わないことができる規定を追加
2. 規約変更の申請に際し、規約の審査事務を円滑に行うことへの協力を呼びかけることを目的として、適用日を4月又は10月とする申請は、円滑な規約の施行のために、適用日の3ヶ月前などの早期に申請を行うことが望ましいことを追加。

[※1 「確定給付企業年金制度について」の一部を改正する通知案等に関する意見募集について](#)

<意見募集期限> 2025年9月16日

公布日・施行日

- 発 出 日 : 2025年10月初旬(予定)
- 適用期日 : 発出日

1-4. 「確定給付企業年金制度について」及び「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正に関する意見募集開始

改正案の内容

1. DB給付減額判定基準の見直し「DB法令解釈通知の改正(案)」

項目	改正内容
第1.規約の承認又は基金の設立認可の基準に関する事項 2.給付の額を減額する場合の取扱い	【追加】以下のすべてに該当する場合は、給付減額として取り扱わないことができる規定を追加 - 加入者(受給権者を除く。)の給付設計の変更であること - 通常予測給付現価が減少する各加入者の給付の名目額※が増加する給付設計の変更であること ※ 基礎率のうち予定利率を零として算出した通常予測給付現価 - 最低積立基準額が減少しない又は少なくとも5年程度は各加入者に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けていること - 通常予測給付現価が減少する加入者の3分の2以上で組織する労働組合の同意を得ること ただし、実施事業所が二以上であるときは、全部又は一部の各実施事業所について当該同意を得ることにより、当該同意を得た実施事業所の加入者について給付の額の減額として取り扱わないものとすることができる

2. DB規約申請期日の見直し「DB承認認可基準通知の改正(案)」

項目	現行	改正内容
3.規約の承認又は基金の設立認可等の申請に関する事項 (2)標準処理期間	承認又は認可の申請等についての標準処理期間は2ヶ月とすることから、当該申請にあたっては、規約の適用日のおおむね2ヶ月前までに行うものであること	【追加】申請の期日について以下の文言を追加 なお、適用日を4月又は10月とする規約の申請が集中する実態に鑑み、円滑な規約の施行のために、当該申請については、適用日の3ヶ月前などの早期に申請を行うことが望ましいこと

1-5. 「国民年金基金規則等の一部を改正する省令案」に関する意見募集について

- 2025年8月13日付で「国民年金基金規則等の一部を改正する省令案」に関する意見募集が開始

三菱UFJ年金ニュースNo.556【配信日】2025年8月20日

ポイント

- 2025年8月13日付で「国民年金基金規則等の一部を改正する省令案」(確定給付企業年金の裁定請求手続き電子化にかかる改正等)^{※1}に関する意見募集が開始されました。
- 省令が公布されましたら、改めて内容につきご案内いたします。

<主な改正内容>

1. 国民・民間事業者等から行政機関に対する申請等である手続について、書面の交付だけでなくオンラインでも対応可能となるよう改正を行う。
2. DB制度等における手続について、現在書面の交付で対応することとされている手続についてオンラインでの対応が可能となるよう改正を行う。

[※1 「国民年金基金規則等の一部を改正する省令案」に関するご意見の募集について](#)

<意見募集期限> 2025年9月12日

公布日・施行日

- 発 出 日 : 2025年9月下旬(予定)
- 適用期日 : 2025年10月1日

1-6. 第106回 社会保障審議会年金数理部会の開催について

- ・ 9月4日、「第106回社会保障審議会年金数理部会」が開催
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所の林所長より「少子化及び外国人労働者の動向と年金財政」と題する基調講演が行われ、出席委員と意見交換がなされた

～以下、メールマガジン「第106回 社会保障審議会年金数理部会の開催について」転載～
【配信日】2025年9月9日

9月4日「第106回社会保障審議会年金数理部会」(以下、数理部会)が開催されました。

国立社会保障・人口問題研究所の林所長より「少子化及び外国人労働者の動向と年金財政」と題する基調講演が行われ、出席委員と意見交換が行われました。

今回の数理部会の主な内容をお伝えします。

<今回の議題>

○講演内容:「少子化及び外国人労働者の動向と年金財政」

○講演者 : 国立社会保障・人口問題研究所所長 林玲子

<基調講演の主な内容>

(1) 日本の出生率の動向

- ・ 1941年に政府「人口政策確立要綱」を策定、日本の人口政策を推進してきた
- ・ その後の少子化の進展に際し1994年「エンゼルプラン」、2003年「少子化社会対策基本法」、2023年「こども基本法」を制定し、「産前産後休業」「育児休業」「保育支援」「不妊治療」等の支援策を実施してきたが、少子化の進展は止まらず
- ・ 人口減少を止めることは世界各国でも難しい課題
- ・ 他の先進国でも出生率は軒並み低下(フランス、フィンランドでも低下)
- ・ 諸外国では国内における外国人出生率が高いが、日本は低い
- ・ 日本では婚外子の割合が低いのが特徴(諸外国では婚外子が当たり前の国も多い)
- ・ 女性の出産年齢は1935年の20歳代半ばから、近年30歳代に上昇
- ・ 近年、「子ども1人」の割合が増加、高学歴の女性の子ども数が上昇
- ・ 世帯年収が高いと「子ども1人」から「子ども2人」の割合が増加
- ・ 東京圏より非東京圏の方が出生数が多い傾向
- ・ 死亡率についてはコロナ禍で増加したがようやくコロナ前の水準に戻った

1-6. 第106回 社会保障審議会年金数理部会の開催について

(2)国際人口移動

- ・1989年 出入国管理及び難民認定法の改正により国内の外国人数が増加
- ・1993年「技能実習制度」、2019年「特定技能制度」施行
- ・外国籍住民数:3,768,977人(2024年12月)(法務省出入国在留管理庁)
- ・外国人労働者数:2,302,587人(2024年10月)(厚生労働省職業安定局)
- ・1985年までは韓国・朝鮮籍が多く、その後、中国・台湾、フィリピン籍の外国人が増加
- ・近年、ベトナム、ネパール籍の外国人が増加
- ・外国籍の人口構造は男女共に20～35歳代が多く、外国人の残留滞在期間が長期化

【国際人口移動による年金財政への影響】

- ・年金の加入受給要件は日本人と同様であるが、日本の公的年金受給要件期間(10年間)の到達前に帰国する外国人が多い
- ・現状では支給額上限を5年とする脱退一時金制度あり
(今回の年金法改正により上限が8年に引き上げられる予定)
- ・短期的には若い被保険者が増加することにより年金財政にプラス

<林所長のコメント>

- ・現在、増加している世界人口はやがて止まり減少に転じる、さらに減少に転じる時期が速まっており、世界的な人口減少が見込まれている
- ・地球温暖化の影響で冬の死亡率は改善されると思われるが、出生率への影響は分からない
- ・就業数の増加要因は「女性」「高齢者」「外国人」である
- ・女性の就業拡大は出生数の増加に繋がると考えている
- ・外国人籍の増加は労働者として日本に来ているため出生数の増加には結びついていない
日本でも子どもを産める環境整備が必要かもしれない

1-6. 第106回 社会保障審議会年金数理部会の開催について

<所見>

- ・2024年公的年金財政検証結果において、合計特殊出生率は1.33から2070年中位で1.36を想定（2024年の合計特殊出生率は1.15まで低下しており、低位1.13に近い）
- ・平均寿命は2020年実績で男性：81.58歳、女性：87.72歳から2070年中位で男性：85.89歳、女性：91.94歳と想定
- ・入国超過数は2016～2019年の実績16.4万人を前提に2040年中位16.4万人と想定
- ・2025年6月30日「第25回社会保障審議会年金部会」で、人口の前提については、出生率及び平均寿命は前提より低下、外国人入国超過数は前提より増加していることが報告されたが、人口構造変化全体では大きな影響はない見込みであることも報告された
- ・なお、出生低位となった場合の所得代替率は「過去30年投影ケース」で51.8%から48.5%に低下外国人入国超過数が、高位25万人となった場合は「過去30年投影ケース」で51.8%から53.1%に増加する見込みが示されている
- ・人口減少社会は変えることができない現況下、人口減少社会に適応した制度整備が必要と考える

<ご参考資料>

○厚生労働省「第106回社会保障審議会年金数理部会」（2025年9月4日）

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198131_00054.html

○厚生労働省「2024年公的年金財政検証結果」（2024年7月3日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001270562.pdf#page=3>

○厚生労働省「第25回社会保障審議会年金部会」（2025年6月30日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001550312.pdf#page=7>

○厚生労働省「2024年人口動態統計月報年計(概数)の概況」（2025年6月4日）

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai24/dl/gaikyouR6.pdf#page=6>

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai24/index.html>

1-7. DB年金の2025年3月決算積立状況等

- 2025年3月のDB年金決算における継続基準の積立水準の平均は1.49
⇒全ての制度は掛金見直し不要
- 非継続基準の積立水準の平均は1.54
⇒94%の制度は追加掛金の計算不要

三菱UFJ年金ニュースNo.557【配信日】2025年9月10日

ポイント

- 2025年3月末に決算を迎えた弊社総幹事先DB年金385件
(基金型161件、規約型224件)について、積立水準等の集計を行いましたのでご案内します。
(全てのDB年金を対象とした集計ではないことにご留意ください)
- 継続基準の積立水準※1の平均⇒1.49
全てのDB年金が継続基準による掛金の見直しは不要でした。
- 非継続基準の積立水準※2の平均⇒1.54
94%のDB年金が非継続基準による追加掛金の計算は不要でした。

※1 純資産額／財政均衡下限額

※2 純資産額／最低積立基準額

1. 継続基準(1)		19
積立比率(＝純資産額／財政均衡下限額)		
(数理上資産額＋許容繰越不足金)／財政均衡下限額		
継続基準(2)		21
潜在的な積立比率(＝純資産額／数理債務)		
特別掛金の残余償却期間		
継続基準(3)		22
予定利率		
2. 非継続基準		23
積立比率(＝純資産額／最低積立基準額)		
追加掛金計算の要否		
3. 運用実績		24
4. 成熟度		25
受給者数／加入者数		
給付額／掛金額		

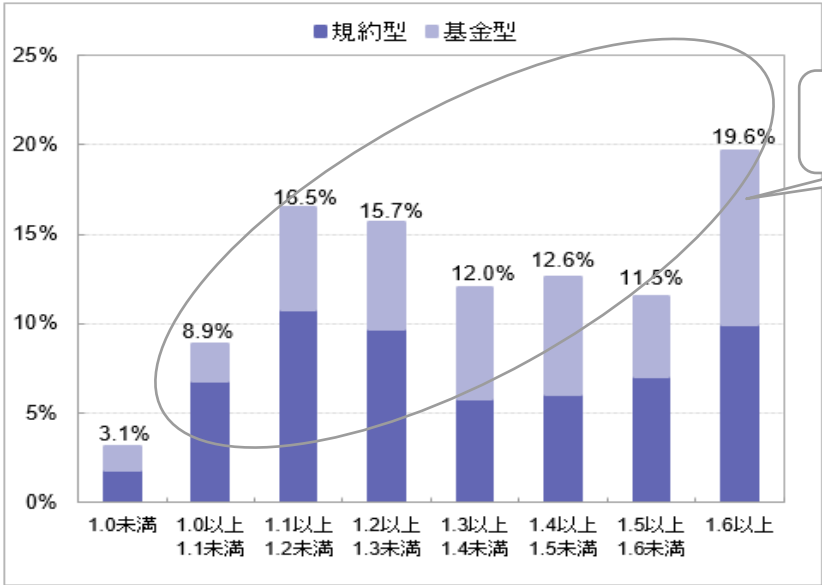
1-7. DB年金の2025年3月決算積立状況等

1. 継続基準(1)

- ✓ 継続基準の財政検証とは、純資産額が計画どおりに積み立てられているかを検証するものです。
- ✓ DB法令上は責任準備金に対する積立比率を検証しますが、「責任準備金 $\geq$ 財政均衡下限額」となるため、「純資産額 $\div$ 責任準備金 $\geq$ 「純資産額 $\div$ 財政均衡下限額 ≥ 1.0 であれば、継続基準を充足します。
- ✓ 「(数理上資産額+許容繰越不足金) $\div$ 財政均衡下限額 ≥ 1.0 であれば、継続基準による掛金の見直しは不要です。

積立比率(=純資産額 $\div$ 財政均衡下限額)

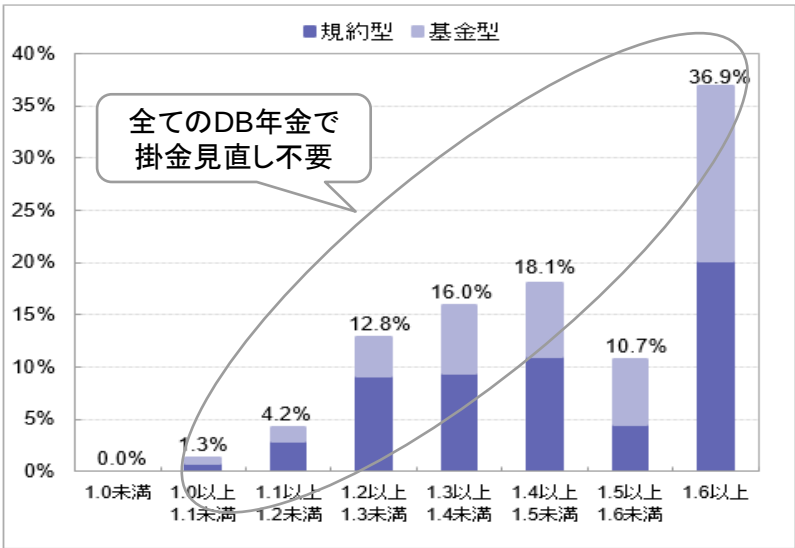
全体平均	基金型	規約型
1.49	1.43	1.54



97%のDB年金が
継続基準を充足

(数理上資産額+許容繰越不足金) $\div$ 財政均衡下限額

全体平均	基金型	規約型
1.64	1.57	1.69



全てのDB年金で
掛金見直し不要

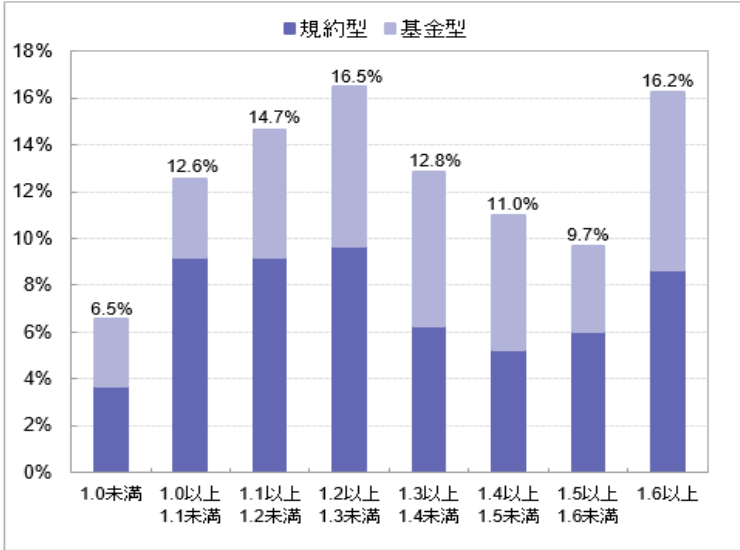
1-7. DB年金の2025年3月決算積立状況等

1. 継続基準(2)

- ✓ 継続基準(1)の財政均衡下限額に対する積立比率は、未償却過去勤務債務の償却が予定どおりに進むと仮定した場合のものです。
- ✓ 未償却過去勤務債務があると、加入者や基準給与の減少等による将来の収入不足の影響を受けることがあります。
- ✓ そのため、数理債務に対する積立比率を捉えておくことも重要です。

潜在的な積立比率(＝純資産額／数理債務)

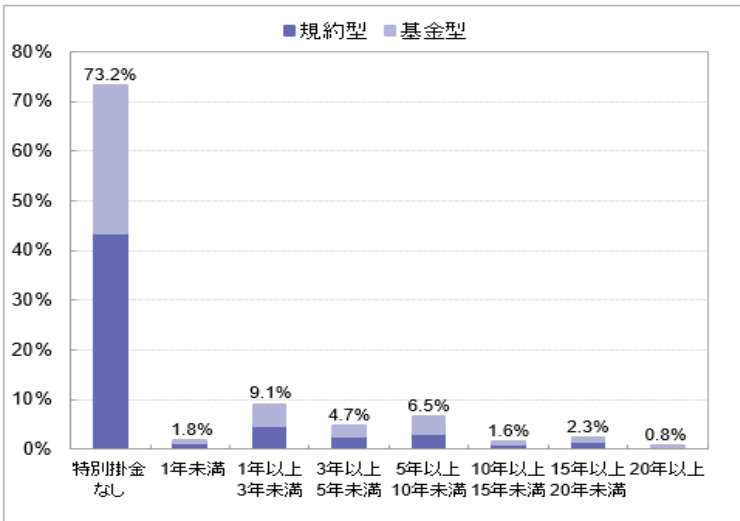
全体平均	基金型	規約型
1.44	1.36	1.49



特別掛金の残余償却期間※

全体平均	基金型	規約型
2年	2年	1年

※ 同一制度で特別掛金が多数ある場合は最長年数



1-7. DB年金の2025年3月決算積立状況等

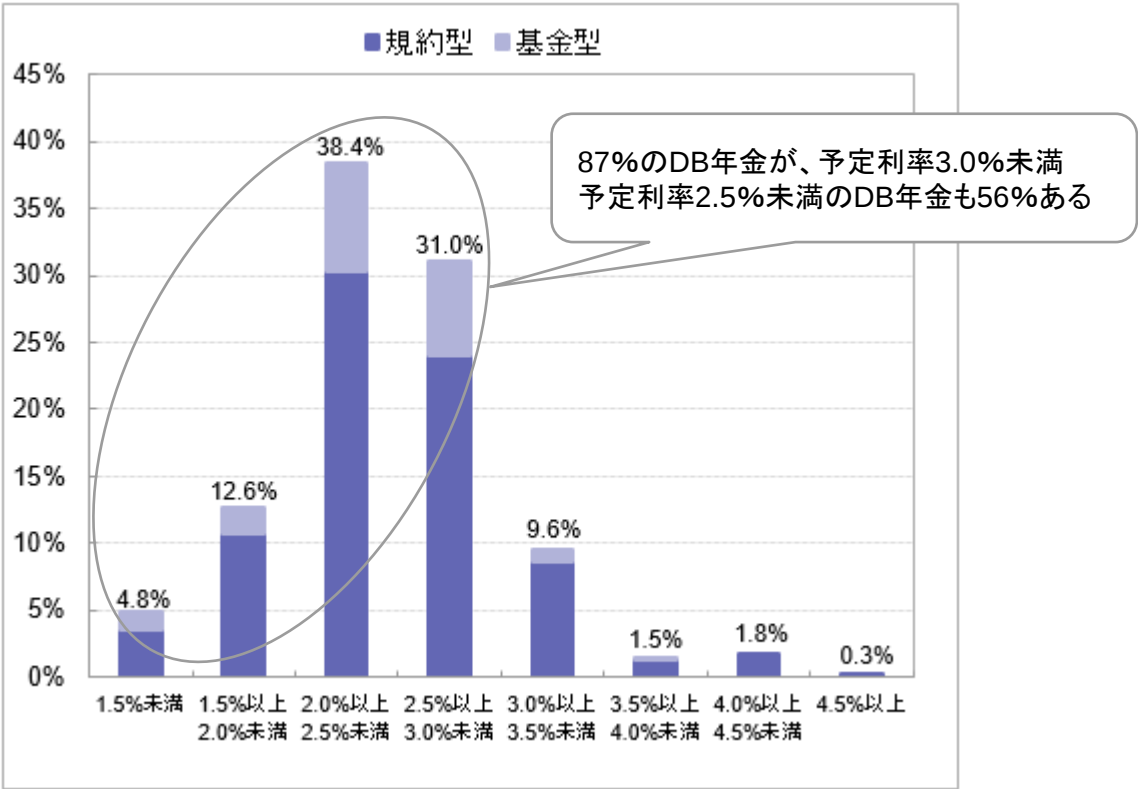
1. 継続基準(3)

- ✓ 予定利率が低い程、安定的な運用が可能となります。
- ✓ これまでの予定利率低下傾向から反転し、わずかながら平均は上昇しました。

予定利率※(過去1年間の決算先を集計)

全体平均	基金型	規約型
2.21%	2.10%	2.24%

※ 同一制度で予定利率が複数ある場合は最も低い率



《参考》2024年3月末決算の予定利率平均値

全体平均	基金型	規約型
2.20%	2.09%	2.23%

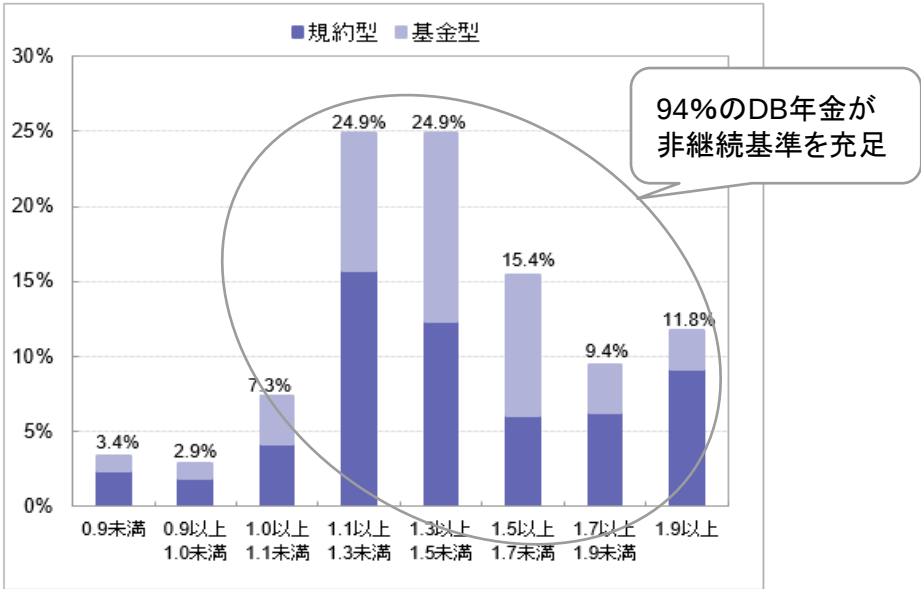
1-7. DB年金の2025年3月決算積立状況等

2. 非継続基準

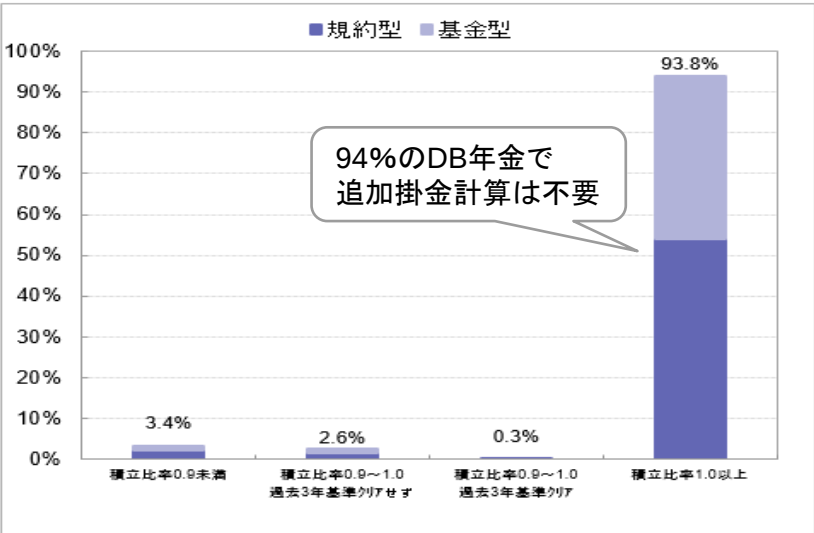
- ✓ 非継続基準の財政検証とは、決算日時点で制度を終了すると仮定した場合に、過去の加入者期間に見合った給付に必要な純資産額が積み立てられているかを検証するものです。
- ✓ 「純資産額/最低積立基準額 ≥ 1.0 」であれば、非継続基準を充足します。
- ✓ 「純資産額/最低積立基準額 ≥ 0.9 」で、過去3年のうち2回以上非継続基準を充足していれば追加掛金計算は不要です。

積立比率(=純資産額/最低積立基準額)

全体平均	基金型	規約型
1.54	1.42	1.63



追加掛金計算の要否



1-7. DB年金の2025年3月決算積立状況等

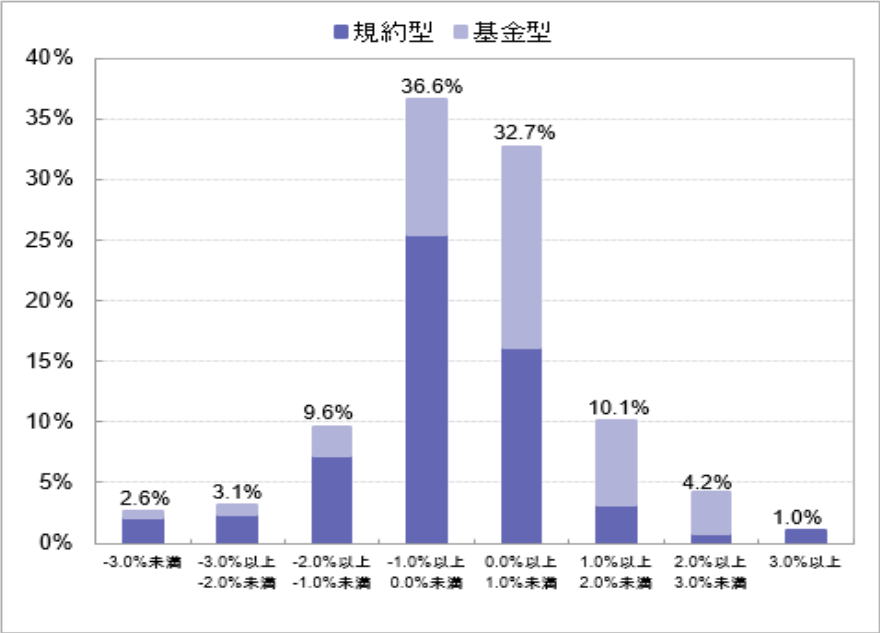
3. 運用実績

✓ 一般的に、株式割合の多寡によって運用結果は大きく変わります。

時価ベース利回り※

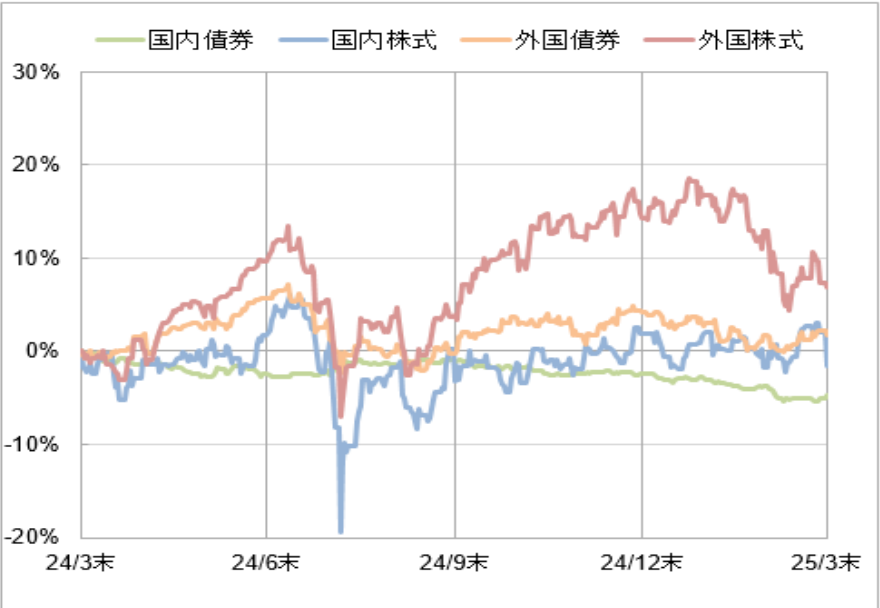
全体平均	基金型	規約型
-0.06%	0.34%	-0.35%

※運用報酬等控除後の数値



累積市場収益率(決算月前1年間)

資産クラス	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
収益率	-4.73%	-1.55%	1.79%	6.82%
インデックス	NOMURA-BPI (総合)	TOPIX(配当込)	FTSE世界国債 (除く日本、円ヘリス)	MSCI-KOKUSAI (円ヘリス税引前 配当込)



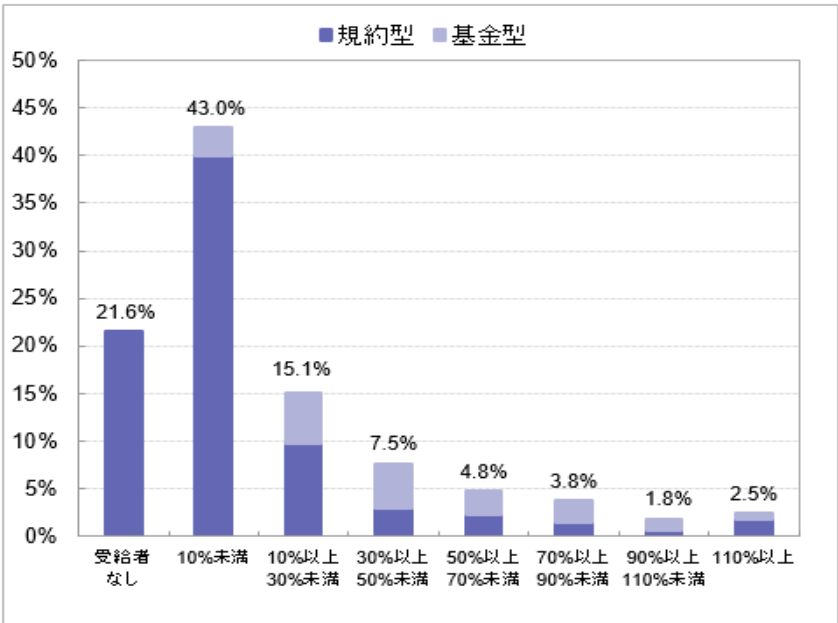
1-7. DB年金の2025年3月決算積立状況等

4. 成熟度

✓ 制度設立後の経過年数にしたがって成熟度が高まるのは、年金制度として自然な現象と言えます。
なお、成熟度が高い場合、一般的にはリスク抑制的な運用が望まれます。

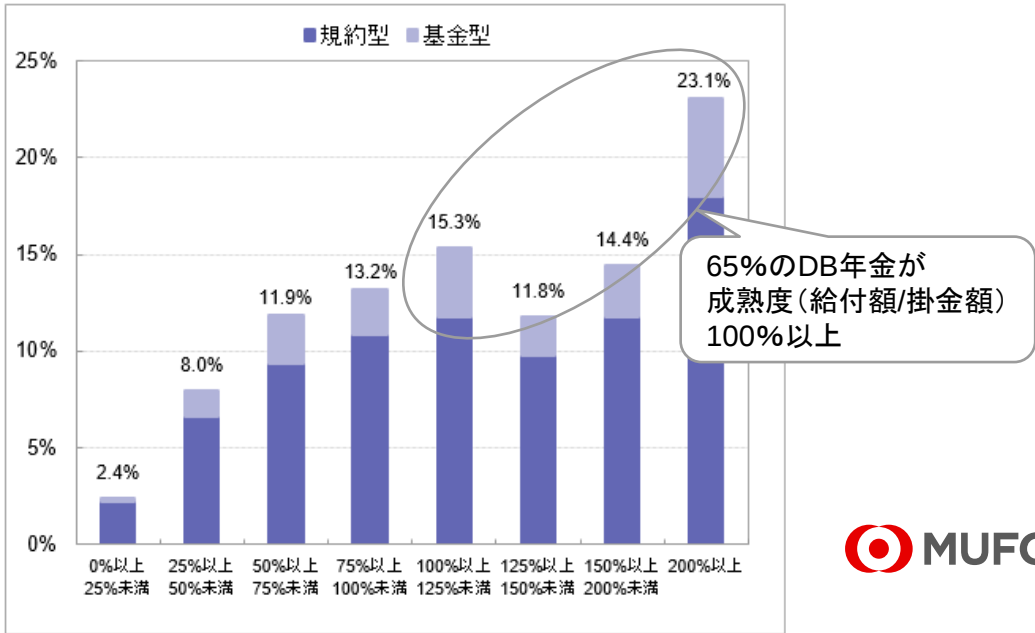
受給者数／加入者数(過去1年間の決算先を集計)

全体平均	基金型	規約型
21.2%	44.1%	15.6%



給付額／掛金額(過去1年間の決算先を集計)

全体平均	基金型	規約型
162.9%	178.6%	159.0%



1-8. 日本とオーストリアとの社会保障協定が2025年12月に発効

- ・ 9月10日、「日・オーストリア社会保障協定」の効力発生のための外交上の公文を交換
- ・ 協定発効日は2025年12月1日

～以下、メールマガジン「日本とオーストリアとの社会保障協定が2025年12月に発効」転載～
【配信日】2025年9月24日

9月10日、「社会保障に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定（日・オーストリア社会保障協定）」（2024年1月19日に両国間で署名）の効力発生のための外交上の公文の交換がオーストリアの首都ウィーンで行われました。

これにより、本協定は2025年12月1日に効力を生ずることとなります。

【日・オーストリア社会保障協定の内容】

従来、日・オーストリア両国の企業等からそれぞれの相手国に一時的に派遣される駐在員等は、日・オーストリア両国の公的年金制度に二重で加入することが義務付けられており、企業及び駐在員等においては保険料の二重負担が生じていましたが、本協定により次のように改善されます。

- (1)本協定は、両国の「公的年金制度（日本では国民年金・厚生年金保険）」を対象とします。
- (2)派遣期間が5年以内の見込みの駐在員等は、原則として派遣元国の公的年金制度にのみ加入すればよいこととなります。
- (3)両国での保険期間を通算して、それぞれの国における公的年金の受給権を確立できるようになります。
- (4)これにより、企業及び駐在員等の負担が軽減され、日・オーストリア両国の人的・経済的交流が一層促進することが期待されます。
- (5)日・オーストリア社会保障協定は、わが国にとって24番目の協定となります。

【協定発効日】2025年12月1日

＜ご参考資料＞

○厚生労働省「日・オーストリア社会保障協定が本年12月1日に発効します」

https://www.mhlw.go.jp/stf/pressrelease_nenkink20250910_00001.html

○外務省「社会保障に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/st/pagew_000001_00442.html

○外務省「日・オーストリア社会保障協定」の概要

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100638511.pdf>

○協定書「社会保障に関する日本国とオーストリアとの間の協定」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100638506.pdf>

○日本の社会保障協定締結国の一覧表（弊社作成資料）

https://i02.smp.ne.jp/u/mutb_img/shakaihoshokyoutei20250911.pdf

（一定時間でURL先のファイルを削除いたします。ご了承下さい）

1-9. 「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集開始

- ・ 9月16日、「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集が開始
- ・ これまで承認申請が必要であった一部事項が届出となる省令改正が行われる予定

三菱UFJ年金ニュースNo.558【配信日】2025年9月29日

内容

- 9月16日、「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集(※1)が開始されました。
- 「簡易型DC」に関して適用されている提出書類の一部簡素化について、一般の企業型DCにも適用されるよう省令改正が行われる予定です。
- なお、具体的な省令改正案は示されておらず、今後、改正省令が公布された時点で具体的な内容が明らかになる予定です。

<改正内容>

1. 現在、簡易型DCのみに適用されている規定を削除するなど、必要な規定の整備を行い、簡易型DCの規約変更の承認申請について、経過措置を設ける。
2. 簡易型DCのみに適用することとされている規約の軽微な変更の取扱いを一般の企業型DCにも適用するよう改正を行う。



これまで承認申請が必要であった一部事項が届出となります。

ポイント

[※1 「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集について](#)

<意見募集期限> 2025年10月16日

公布日・施行日

- 公布日 : 2025年10月下旬(予定)
- 施行期日 : 2026年4月1日

1-9. 「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集開始

ご参考

<改正の背景>

項目	現状の課題	見直しの方向性
簡易型DC	- 中小企業が取り組みやすい制度とするため、通常の企業型DCよりも、制度設計を簡素化(全員加入・定額掛金等)し、設立時の提出書類を削減し、2018年に創設された - しかし、現時点でも設立申請はゼロ - 一方、設立時の提出書類の簡素化については、引き続き中小企業でのニーズはあるものと思われる	- 簡易型DCの手続簡素化の一部について、通常の企業型DCに適用することで、中小企業を含めた事業主が取り組みやすい設計に改善する - その上で、簡易型DCを通常の企業型DCに統合する

出所:厚生労働省「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」(2024.12.27)より弊社作成

<簡易型DCのみに適用されている軽微な規約変更事項>

DC法施行規則 第5条 第1項
- 運営管理機関の行う業務 - 運営管理業務委託契約に関する事項 - 資産管理契約に関する事項 - 事業主掛金の納付に関する事項 - 企業型年金加入者掛金の納付に関する事項

2. 年金ニュース・年金メールマガジン 発行履歴(2025年7月～9月)

2. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴 (2025年7月～9月)

配信日	タイトル	公的年金 企業年金	その他
6月30日(*)	金融庁「資産運用サービスの高度化に向けたプロGRESSレポート2025」公表	○	
7月1日	第25回 社会保障審議会年金部会の開催について	○	
7月25日	私的年金制度の主な改正事項の施行スケジュール予定	○	
8月19日	「確定給付企業年金制度について」及び「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正に関する意見募集開始	○	
8月20日	「国民年金基金規則等の一部を改正する省令案」に関する意見募集について	○	
9月9日	第106回 社会保障審議会年金数理部会の開催について	○	
9月10日	DB年金の2025年3月決算積立状況等	○	
9月24日	日本とオーストリアとの社会保障協定が2025年12月に発効	○	
9月29日	「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集開始	○	

*は前回の三菱UFJ年金ニュース特別版(2025.4～2025.6)発行後に発行された情報です。

三菱UFJ信託銀行株式会社
トータルリワード戦略コンサルティング部
〒100-8212 東京都千代田区丸の内1-4-5

www.mufig.jp